

旭川市マッチング型企業誘致業務
公募型プロポーザル実施要領

旭川市
経済部企業立地課

目 次

第 1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 3	担当部局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 4	参加資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 5	参加表明手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 6	企画提案書作成要領・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 7	質疑応答等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 8	失格事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 9	企画提案書の審査方法及び評価基準・・・・・・・・	4
第 1 0	審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第 1 1	契約に関する基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第 1 2	留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第 1 3	スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(様式第 1 号) 参加表明書・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(様式第 2 号) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(様式第 3 号) 質疑応答書・・・・・・・・・・・・・・・・	9

旭川市マッチング型企業誘致業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

旭川市マッチング型企業誘致業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

ビジネスマッチングによる企業誘致を推進するため、首都圏等企業と連携して課題を解決したい旭川地域の事業者を発掘し、課題の整理・見える化し、首都圏でのプロモーションを行うことを目的とする。

第2 業務概要

1 業務名

旭川市マッチング型企業誘致業務

2 業務内容

(1) 業務全体の統括

本業務全体の企画及び運営の責任者として1名配置し、業務遂行管理及び本市との連絡調整等の統括業務を行う。

(2) 事業者の募集及び選定に係る企画・実施

ア 実施内容

首都圏等企業と連携して課題を解決したい旭川地域の事業者の選定にあたり以下の取り組みを行う。

- ・課題となるテーマを設定し、事業者から案件を募集する。
- ・応募事業者の中から、支援対象事業者を5社以上選定する。

イ 注意事項

旭川地域の事業者とは、旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町に本社を置く企業及び法人とする。

(3) 課題の整理・磨き上げに係る企画・実施

ア 実施内容

(2)で選定した事業者に対し、ビジネスマッチングに向けた以下の取り組みを行う。

- ・専門家や学生等を交えたヒアリング等を実施し、課題の整理・見える化する。
- ・ビジネスマッチングに向け、首都圏等企業に対するプレゼンテーション方法など、プロモーションの支援を行う。

イ 注意事項

・専門家（資格の有無は問わない）や、上記取り組みに関心を持つ学生を募集するなど、多角的に課題の整理ができる体制を構築すること。

(4) 首都圏でのビジネスマッチングの企画・実施

ア 実施内容

首都圏でのビジネスマッチングを行うために以下の取り組みを行う。

- ・(1)で選定した案件の解決に関心を持つ企業を募集。
- ・東京都が運営するNEX s T o k y oにおいてビジネスマッチングを開催する。

イ 注意事項

会場となるNEX s T o k y oと連携を図ること。なお、NEX s T o k y oと旭川市は連携関係にあり会場は無償で利用可能。感染症拡大状況によっては、オンラインの活用も検討すること。

(5)その他上記以外で、本業務を効果的に実施するための提案。

3 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

4 予算概要等

この業務に係る予算は6,050千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となってい

ることから、業務委託料の積算に当たっては、予算の範囲内とすること。

第3 担当部局

旭川市経済部企業立地課

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階

電話 0166-25-9172 (直通)

電子メールアドレス kigyoritchi@city.asahikawa.lg.jp

HP <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/503/index.html>

第4 参加資格要件

1 参加希望者の範囲

この公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、市内に本社または事業所を有する法人とする。

2 参加希望者の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (2) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 市税に滞納がないこと。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ウ 市税の滞納がないことを証する書類

(2) 提出期限 令和4年8月12日（金） 午後5時（期限厳守）

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参又は書留による郵送（郵送による場合は、事前に連絡すること。）。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書の提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和4年8月17日（水）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

- ア 提出期間 令和4年8月22日（月） 午後5時必着
 - イ 提出場所 第3に同じ
 - ウ 提出方法 事前に電話連絡の上、電子メールにより提出すること
- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和4年8月25日（木）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

- (1) 実施体制等について
 - ・実施体制について、説明すること。
 - ・同種事業の実績について、説明すること。
- (2) 企画内容について
 - ・第9の3 審査項目及び評価基準を参考に企画内容について、説明すること。
- (3) スケジュール等について
 - ・実施スケジュールについて、説明すること。
 - ・事業費積算について、説明すること。

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式第2号）に次の書類を添付して行うこと。

- (1) 企画提案書詳細（任意様式）
- (2) 業務に係る事業費積算内訳（任意様式）
- (3) その他必要な書類

3 提出方法等

- (1) 提出期限 令和4年8月29日（月） 午後5時（期限厳守）
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は書留による郵送（郵送による場合は、事前に連絡すること。）。
- (4) 提出部数 9部

4 企画提案書等の著作権の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 市は、公募型プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部を複製等することができる。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定に基づき、第三者に開示することができる。

第7 質疑応答等

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

なお、質疑応答については、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答し、併せて、旭川市公式ホームページに当該内容を公表する。

- (1) 提出書類 質疑応答書（様式第3号）
- (2) 提出期間 令和4年8月26日（金）午後5時まで
- (3) 提出場所 第3に同じ。
- (4) 提出方法 PDF形式の添付ファイルにして電子メールで送信すること。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条

- 件に適合しない書類等の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案書の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、旭川市マッチング型企業誘致業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分以内、質疑10分の計30分程度とする。
- イ 企画提案に係る追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて2名までとする。
- エ 欠席をした場合は、審査及び評価並びに候補者の特定から除外する。
- オ 会場への参加が難しい場合は、WEB会議ツールの利用は可能。

(2) 実施日時及び場所

詳細については令和4年8月31日（水）に通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、審査及び評価を行う。

(1) 受託者の適性に関する項目【配点20点】

- ア 課題解決に向けたコーディネート等、本事業を遂行するのに十分な実績があるか
- イ 実施体制は確保されているか

(2) 企画内容に関する項目【配点60点】

- ア 事業者の募集及び選定に係る企画・運営
 - ・課題テーマの設定が地域の課題、ニーズを踏まえたものとなっているか
 - ・旭川地域の事業者を募集選定するための方法は適切か
- イ 課題の整理・磨き上げに係る企画・実施
 - ・専門家、学生を交えたヒアリングなど、多角的に課題の整理ができる体制や手法を構築しているか
 - ・ビジネスマッチングに向け、首都圏等企業に対するプレゼン方法など、プロモーションの支援体制は整っているか
- ウ 首都圏でのビジネスマッチングの企画・実施
 - ・首都圏等企業とのビジネスマッチングの開催方法が具体的に検討されているか、また効果が期待できるか
- エ その他
 - ・本業務を効果的に実施するために、工夫している点があるか

(3) 実施計画に関する項目【配点20点】

- ・スケジュールが実現可能かつ実効性の高い内容か
- ・事業経費の積算内容は適切か（客観的評価点）

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により、審査項目ごとに各委員の評価点の平均点を算出し、その結果と客観的評価点（事務局が評価）を加算した合計点が最も高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この平均点の算出については、審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数は除き、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定

する。

また、配点合計の50%を最低基準とし、評価点がそれに満たない者は候補者とししない。

第10 審査結果の通知

- 1 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。
 - (1) 受託候補者
 - (2) 評価点数
 - (3) 受託候補者にあつては、今後の手続の旨
 - (4) 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- 2 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し、説明を求めることができる。
 - (1) 提出期間 1の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時までで、結果通知に別途記載する。
 - (2) 提出場所 第3に同じ。
 - (3) 提出方法 PDF形式の添付ファイルにして電子メールで送信すること。
- 3 市長は、上記2の説明を求められた日から、7日以内に回答することとする。
- 4 受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。
 - (1) 受託候補者
 - (2) 評価点数
 - (3) 受託候補者の特定理由
 - (4) 審査の経過及び審査会委員

第11 契約に関する基本事項

- 1 契約の締結
受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第8のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあつても、本市は一切の損害を負担しない。
- 2 契約保証金
要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条に該当する場合は免除する。
- 3 契約書作成の要否 要する。
- 4 支払条件 後払いとする。

第12 留意事項

- 1 言語及び通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 費用負担
参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に係る費用等、公募型プロポーザル方式の参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- 3 提案書の取扱い
提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 4 辞退の場合の取扱い
参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）で旭川市へ報告すること。
- 5 著作権等の権利
本委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利は旭川市に帰

属する。

6 再委託の禁止

委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により旭川市の承諾を得なければならない。

7 委託費の経理・管理

委託業務の対象経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。

また、委託業務に要した経費は、領収書等で確認でき、収入及び支出を記載した会計帳簿を備え、経理状況を明確にするとともに、当該業務の完了期日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存すること。

8 成果品の取扱い

この事業により得られた成果品とその権利は、原則として旭川市に帰属する。

第13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和4年8月12日（金）まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和4年8月17日（水）予定
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和4年8月29日（月）まで
ヒアリング実施の通知	令和4年8月31日（水）予定
ヒアリング	令和4年9月5日（月）から令和4年9月9日（金）までの 間の何れかの日（予定）
企画提案書審査結果の通知	令和4年9月9日（金）予定
契約締結	令和4年9月中旬 予定

(様式第 1 号)

参 加 表 明 書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長 様

申請者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

業務名 旭川市マッチング型企業誘致業務

年 月 日に公募のあった上記業務に係る公募型プロポーザルについて参加したいので、次の書類を添えて申込みます。

なお、すべての参加資格要件を満たしていること、及び参加表明に必要な添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類の名称	添付の有無
法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	有・無
市税の滞納がないことを証する書類	有・無

旭川市受付印

担当者

所属・役職・氏名

連絡先 電 話

e-mail

(様式第 2 号)

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

提出者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

業務名 旭川市マッチング型企業誘致業務

標記業務について、次の書類を添えて申込みます。
なお、添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- 1 企画提案内容の詳細（任意様式）
- 2 業務に係る事業費積算内訳企画提案書別紙（任意様式）

担当者

所属・役職・氏名
連絡先 電 話
 e-mail

(様式第3号)

質 疑 応 答 書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

業 務 名	旭川市マッチング型企業誘致業務
質 疑 事 項	回 答 事 項

担当者

所属・役職・氏名

連絡先 電 話

e-mail